

市からの 連絡帳



税

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。

また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。

☎法務局田無出張所(☎461-1178) 資産税課(☎460-9830)

保険・年金

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

10月1日から有効の保険証を9月中旬ごろから世帯主あてに簡易書留郵便でお送りします。

配達日に不在のときは、不在票が投函されますので、直接郵便局へお問い合わせください。ただし、郵便局での保管期間経過後は健康年金課(田無庁舎2階)のみでの受け取りになります。本人確認書類(免許証・パスポート・旧保険証・医療証などいずれか1点)をお持ちください。

なお、郵便局の配達事情により2週間程度かかる場合もあります。

- ◆新しい保険証
 - 一般被保険者...うぐいす色
 - 退職者医療制度該当者...藤色
- 有効期間
 - 10月1日~平成23年9月30日
- ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
 - 10月2日以降に75歳になられる方

退職者医療制度該当者で、10月2日以降に65歳になられる方
詳しくは、新しい保険証に同封のお知らせをご覧ください。

健康年金課(☎460-9822)

国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施

武蔵野社会保険事務所では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。民間委託にあたって委託事業者には、納付督促に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していますが、個人情報の保護に関する法律や独自の取扱い規程、本事業に係る委託契約書などで、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。社会保険庁が発行した納付書のある方に限り、民間委託事業者が保険料を預かり収納する取り扱いとなっています。納付書のない方から現金を預かり、領収書を発行することはありません。

また、民間委託業者は身分証を携帯しています。不審な場合はお問い合わせください。

委託事業者と照会先
(株)もしもホットライン(☎0120-917707)
実施期間
平成19年10月1日~22年9月30日
☎武蔵野社会保険事務所(☎0422-56-1411)
健康年金課(☎460-9825)

高齢者福祉

敬老金

市では、対象となる高齢者の方々に、敬老と長寿をお祝いして敬老金をお贈りします。対象となられる方には、はがきをお送りします。

お届け 各地区の民生委員または市職員が9月5日(土)~15日(火)に直接自宅にお届けします。

高齢者支援課(☎438-4028)

対象年齢	金額
77歳(昭和6年9月17日~昭和7年9月16日に生まれた方)	1万円
88歳(大正9年9月17日~大正10年9月16日に生まれた方)	1万円
100歳(明治41年9月17日~明治43年3月31日に生まれた方)	5万円

老人クラブに加入しませんか

~生きがい・健康・地域の仲間づくりに~

市内には、45の老人クラブがあり、おおむね60歳以上の皆さんが、多年にわたって培った経験、知識を生かし市内の各地で生活の充実と地域への貢献を積極的に進め、高齢者が安全で安心のできるまちづくりなど幅広い地域活動に取り組んでいます。

お近くの老人クラブをご紹介します。お問い合わせを。

高齢者支援課(☎438-4028)

障害者福祉

新しい⑨受給者証の交付

9月1日~平成22年8月31日まで有効の新しい⑨受給者証をお送りし

ました。更新により一部の方の負担者番号が変更されていますので、受診の際は必ず新しい⑨受給者証を医療機関等に提示してください(古い受給者証は障害福祉課へ返却してください)

⑨医療費助成を受けられる方は、身体障害者手帳1・2級(内部障害の方は3級を含む)または愛の手帳1・2度に該当する方ですが、次の方は対象外となります。

所得制限の基準額を超えている方(基準額は別表のとおりです。基準額を超えた方には助成事由消滅通知書を郵送) 医療保険未加入の方 生活保護を受けている方 公費により医療費が支給される施設に入所している方 65歳以上になってから身体障害者手帳や愛の手帳を取得された方 新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など対象になる場合があります) 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

障害福祉課(☎438-4035) 所得制限基準額(9月1日~平成22年8月31日)

扶養親族の数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

都営交通無料乗車券の更新

身体障害者手帳 愛の手帳 被爆者手帳 戦傷病者手帳所持者で有効期限が平成21年9月30日の都営交通無料乗車券(バス)をお持ち

目ぐるからの備えが大切です!

災害時要援護者登録制度

つなげる ~ひと 地域 まち~ 備える力

市では、災害時の避難に支援が必要な方々の名簿を作成し、名簿を基にした安否確認をはじめ、支援を的確に行うための「災害時要援護者登録制度」を実施しています。高齢者の方には、すでに高齢者支援課から申請書などの案内を送付しました。また、その他の対象者の方については、10月中旬ごろに担当課から案内を送付します。

登録申請には、氏名・住所・生年月日などの個人情報を記入していただきますが、関係機関などの情報共有が不可欠であり、申請とあわせて、個人情報を関係機関等に提供することを同意いただいています。

なお、個人情報については、必要と認められる関係機関等以外には、一切情報提供を行いません。

⑩ 65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方 介護保険の要介護認定を受けている方 心身等に障害がある方 難病(国・都の難病等医療費助成認定)の方 その他の理由で支援が必要な方 ただし、対象者であっても支援を必要としない方は、申請をしなくてもかまいません。

危機管理室(☎438-4010) 高齢者支援課(☎438-4029) 障害福祉課(☎438-4035)

家具転倒防止器具等の無料支給

住宅内の家具の転倒防止対策を促進し、震災時の人的被害を抑制することを目的として、家具転倒防止器具等の支給を行います。

申請前に器具の確認をお願いします。支給を受けた後の返品は不良品の交換以外受け付けていません。

皆さんの自宅にあった器具を選んでいただくため、器具の見本展示、取り付けに係る相談を危機管理室で行っています。

申請期間 9月1日(火)~30日(水)
条件 市内に住民登録または外国人登録をしている世帯の世帯主が申請(支給は一世帯につき1回限り)
申請書・パンフレット配付 危機管理室(防災センター5階) 市民相談室(田無庁舎2階) 各出張所
申請窓口 危機管理室(防災センター5階)

⑪申請書に必要事項を記入し、表中の家具転倒防止器具などの中から、自宅の防災対策に必要な器具を選び、合計150ポイント以内で申し込みをしてください(予定件数900件を超えた場合は、抽選)

◆取り付け支援 高齢者、障害者などで自力での取り付けが困難な世帯には取り付け支援を行います。申請書に必要事項を記入し提出してください(取り付け支援条件などは、パ

ンフレットなどでご確認ください)。

◆配送 自宅に器具が届くまでに、締切日から1か月ほどかかります。また、配送の際に受領確認の押印をお願いします。

危機管理室(☎438-4010)

家具転倒防止器具等一覧

品名	ポイント
家具転倒防止器具 マグニチュード7(2本組) ML35 茶/アイボリー 25cm~35cm	45
家具転倒防止器具 マグニチュード7(2本組) ML50 茶/アイボリー 35cm~50cm	45
家具転倒防止器具 マグニチュード7(2本組) ML80 茶/アイボリー 50cm~80cm	45
家具転倒防止器具 タンスガード(2本組)	12
家具転倒防止器具不動王(L型固定式)	25
家具転倒防止板 ふんばる君	16
とびらロック(2本1組)	11
OA機器用耐震固定バンド リンクストッパー(2組入)	15
粘着耐震ゴム 透明耐震(4枚入)	21
不動王(薄型テレビ用)	21
マグニチュード7用あて板(2枚組 木ネジ付)	50



「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請はお済みですか? 申請期限は、10月13日(火)(消印有効)までです。お早め!
定額給付金担当(☎定額給付金専用ダイヤル☎421-2202) 子育て支援課(☎460-9840)